

1. 議事日程（第21日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第 5号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第 6号 上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第 7号 上天草市暴力団排除条例の制定について
4. 議案第 9号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
5. 議案第14号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第9号）（所管部門）
6. 議案第18号 平成23年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
7. 議案第25号 平成24年度上天草市一般会計予算（所管部門）
8. 議案第29号 平成24年度上天草市斎場特別会計予算
9. 請願第 1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願（継続審査）
10. 陳情第 2号 県立松島商業高等学校の閉校後の施設活用についての要望書

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第 8号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第14号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第9号）（所管部門）
3. 議案第19号 平成23年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）
4. 議案第20号 平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
5. 議案第21号 平成23年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第2号）
6. 議案第25号 平成24年度上天草市一般会計予算（所管部門）
7. 議案第30号 平成24年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
8. 議案第31号 平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
9. 議案第32号 平成24年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
10. 議案第36号 指定管理者の指定について（上天草市松島展望休憩所）
11. 議案第39号 市道路線の廃止及び認定について

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第10号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

2. 議案第11号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  3. 議案第12号 上天草市適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
  4. 議案第13号 上天草市図書館条例の一部を改正する条例の制定について
  5. 議案第14号 平成23年度上天草市一般会計補正予算(第9号)(所管部門)
  6. 議案第15号 平成23年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
  7. 議案第16号 平成23年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)
  8. 議案第17号 平成23年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)
  9. 議案第22号 平成23年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
  10. 議案第23号 平成23年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)
  11. 議案第24号 平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第3号)
  12. 議案第25号 平成24年度上天草市一般会計予算(所管部門)
  13. 議案第26号 平成24年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
  14. 議案第27号 平成24年度上天草市診療所特別会計予算
  15. 議案第28号 平成24年度上天草市介護保険特別会計予算
  16. 議案第33号 平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
  17. 議案第34号 平成24年度上天草市水道事業会計予算
  18. 議案第35号 平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
  19. 議案第37号 指定管理者の指定について(上天草市(大矢野・姫戸・大道・樋島)老人福祉センター)
  20. 議案第38号 工事請負契約の変更について(龍ヶ岳小学校改築(建築)工事)
  21. 陳情第17号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について(継続審査)
- 日程第 4 議案第14号 平成23年度上天草市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 5 議案第25号 平成24年度上天草市一般会計予算
- 日程第 6 議会議員定数等検討特別委員長報告
- 日程第 7 発議第 1号 上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 発議第 2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について
- 日程第 9 発議第 3号 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉参加反対の意見書の提出について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(21名)

議長	堀江 隆臣				
1 番	平田 晶子	2 番	何川 雅彦	3 番	田中 辰夫
4 番	須崎 光枝	5 番	宮下 昌子	6 番	西本 輝幸
7 番	高橋 健	9 番	田中 豊八	10 番	島田 光久
11 番	川口 望	12 番	田中 万里	13 番	北垣 潮
14 番	園田 一博	15 番	窪田 進市	16 番	津留 和子
17 番	桑原 千知	18 番	渡辺 勝也	19 番	田中 勝毅
20 番	猪塚 安親	21 番	新宅 靖司		

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

8 番 小西 涼司

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	杉田 省吾	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	松本 和任	健康福祉部長	橋本 秀雄
会計管理者	杉田 良一	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	楠本 金生	総務課長	村上 理一

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	森内 孝生	局長 補 佐	山下 正
参 事	小松野洋己	参 事	大石智奈美

---

開議 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

報道機関から写真撮影の申し出がっております。これを許したいと思います。御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認め許可をいたします。

なお、会議に入ります前に、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。  
議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は、3件の追加議案の取り扱いで、追加議案の内容は発議3件でございました。発議第1号は、議会議員定数等特別検討委員会から提出された上天草市議会定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。次の発議第2号は、文教厚生常任委員会から提出されました350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書の提出についてでございます。次の発議第3号は、窪田進市議員ほか6名の議員から提出されたT P P環太平洋経済連携協定交渉参加反対の意見書の提出についてでございます。

以上3件の発議につきまして、事務局から提案理由など説明を受け、委員会で慎重に審議しました結果、全員異議なく本会議に上程することとし、発議第1号については、無記名投票による表決を行うことで決定いたしましたので、御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

17番、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 今、委員長の報告の中で、定数の問題で無記名であるような話が議題として上がって報告を受けたわけですがけれども、その内容を教えていただけますか。

○議長（堀江 隆臣君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） この点につきましては、いろいろ論議いたしましたけれども、この点は局長に詳しく説明させます。

○議長（堀江 隆臣君） 会議規則の内容を局長に説明させます。

○議会事務局長（森内 孝生君） 御説明をいたしたいと思います。

投票による表決につきまして、会議規則第71条によりまして出席議員3人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとるという規定になっております。その要求書が猪塚議員ほか3名から提出をされましたので、無記名投票で行うということに議運で決定をさせていただいたところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 桑原君。

○17番（桑原 千知君） 議運の中でその話をして、今3名以上ですか。それで、投票による表決をしてくださいという要望です。3名以上議員がした場合はどうなりますか。

○**議会事務局長（森内 孝生君）** ただいま桑原議員からお尋ねがありましたけれども、会議規則71条の2項に、同時に全項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票で決めるという規定になっております。そういうことで、動議が出た場合は、今の71条第2項に基づいて行うということになるかと思えます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 桑原君。

○**17番（桑原 千知君）** 質問する前に、議長、この質問に対しては3回以上とか何とかはないんでしょう。いいですか。

○**議長（堀江 隆臣君）** どうぞ。

○**17番（桑原 千知君）** もう少し私がいまいち部分があるんですけども、地方自治法第何条第何項は別として、常識的に考えて、この案件そのものを決める上においては、提出者自体が恐らくいろいろな理由を申し上げて審議されたと思います。そういう部分を含めて、この問題に関しては、説明責任というのがあるんじゃないかと私は思うんですけども、その辺は議長、どのような見解を持たれておりますか。

○**議長（堀江 隆臣君）** 議会運営委員会でも、その辺の意見が交わされました。無記名で投票するということが果たしていいのかと。議会基本条例等もつくろうとしている中で、無記名でやる方がいいのかというのは、桑原議員がおっしゃるように、そういった意見も交わされました。ただ、会議規則上、出された書類は決して無視はできません。ですから、無記名投票の要求がある以上、その書類は正式に出されました。ですから、我々は会議規則にのっとってやるしかありません。ただ、今おっしゃるように、その一方で、記名すべきだという意見が出てくれば、その両方を皆さんの表決によって、やり方を選択するというのが、この合議制の議会の判断だろうと思っております。

桑原君。

○**17番（桑原 千知君）** 地方自治法にのっとって進める意味はわかります。ただ、しかし、この案件に対しては、手続上ここまで来る間にいろいろな手順を踏んできたわけです。その中で、わざわざこの定数等削減特別委員会をつくって、その委員会の報告もない中で、普通なら特別委員会あたりでも、まさかそういう形で決まると思わないものだから、それは、特別委員会そのままを決める上において無記名まで決めておけばよかったと、今、私は後悔しています。ただ、言いたいのは、だれが名前を書いているか私はまだわかりません。聞きたいんですけども、猪塚議員とほかに、だれとだれですか。それを教えてください。

○**議会事務局長（森内 孝生君）** 猪塚議員、田中勝毅議員、北垣潮議員、田中辰夫議員、以上4名でございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 桑原君。

○**17番（桑原 千知君）** これは議員一人ひとりの問題ですから、今、名前が出ましたからあえて言いますが、このメンバーに、議会の基本条例を発案された元委員長が入っているんです。こういうのを市民が見たとき、どう思われますか。法的に手順として踏まえていけば

それで終わりと一言で済ませていいものかと私は思うんです。その辺の議論を、私自体は法的にかなうのであれば、特別委員会でもう1回話ができないものかという思いがあるんですけども、その意見はもうだめですか。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員会そのものは、本会議に入っていますので、今から開くということは原則無理と思います。ただ、私も桑原議員の言い分も十分理解しますので、そこまでの気持ちがあるのなら、ぜひ賛同者を募って要求書を提出していただきたいと思います。それしか、ここでやる方法はないと思います。

桑原君。

○17番（桑原 千知君） 議長が言われる意味はわかります。ただ、私が言いたいのは、市民のため市民のためと話をされる人たちが、こういう形の中で最終的にこういうやり方をされること自体が、同じ議員としてたまらないものですから、私はあえて言わせていただいたわけです。しかし今、議長が言われるように、3名以上ということであれば、私もお願いをして、一応この記名に対しては、この逆の形をとって提出したいと思いますので、いいですか。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 委員長にお願いしたいんですけども、今、桑原議員が言われたことは、先ほど議運の中でも出た意見が重複している部分があるかと思うんです。今3名の方を出した場合、どういうやり方になるかを1回説明してもらえませんか。

○議長（堀江 隆臣君） 私が説明します。議会運営委員会は、9時半に開催され一応終わりましたので、本会議に入りましたので、議会運営委員会そのものの開催は少し困難かと思っております。もし、もう一方の意見を出されようとするれば、私は動議の扱いということになると思いますので、採決のタイミングで、桑原議員から動議として提出をいただいて、そこに賛同者が3人いらっしゃれば動議として成立することになると思います。それが成立すると、まず採決の方法を採決するということになりますので、手順が少し複雑になりますので、1回休憩をとって、どういった採決の方法になるかは事務局から説明をさせてもらおうと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 議運での説明では、その採決の方法も、また無記名投票で採決というのを言われたので、私が議場でそういうことをするのはいかがなものかと申し上げました。無記名でずっと投票していかなければならないんです。我々一人ひとりの意思があるんだから、何らかの形でどうするかというのを決定すべきではないかと思うんです。多分その辺を桑原議員も言われていた。だから、これを無記名で投票するのは構わないと思います。ただ、それをするのに、また無記名ですするというのは――。

○議長（堀江 隆臣君） わかります。わかるんですが、我々は本当に会議規則で動くものです。ですから、ここに来て初めて会議規則の重要性を皆さん認識されると思うんです。本来は、議会基本条例等も含めて、そういう部分を本当はみんなが考えなければいけなかったんです。け

れども、その特別委員会もこういう部分まで踏み込んだ議論はされていないのが現状なんです。ですから、ここは一つのきっかけとして、今後皆さんに考えていていただきたい。どれが本当のやり方かというのを、本当にそう思います。

桑原君。

**○17番（桑原 千知君）** それは議長の言い分、思いであって、私自体は自分自身にかかることですから、だれがどうなるかわからないですよ。それをいつも市民、市民と言われる人たちがそういうことであれば、あえて私が言いますが、議長として市議会そのものが問われる部分が出てきますよ。あとは、今言われる手順によって進めていく部分については仕方ないと思いますけれども、やはりそういった部分を一人ひとり考えてしなければ、恐らく上天草市議会そのものが市民に問われる部分で、我々自体が説明ができないような形になりますので、その辺を踏まえて決めていただきたいと思っております。

**○12番（田中 万里君）** 委員長、今、桑原議員が言われることは、さっき議運で出たことなんです。だから、委員長より、今言われたことが出ましたということを説明しないと、この場で、さっきの繰り返しになるんじゃないかと思うんです。

今、議長が言われたようなことも議論すべきというのは、議員定数の委員会に対して、それを議論しろと言ったわけではなくて、今、我々が進めている議会改革の中でのそういう部分も議論するべきであると言われたので、その辺の違いも多分お互いにあったので、今、桑原議員が言われたことに対して、議運でこういう議論がなされたということを言われないと、議運が何も議論をしていないように私には聞こえるんです。それで、先ほどの中身を説明していただきたいと思えます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 議会運営委員長。

**○議会運営委員長（西本 輝幸君）** 今、田中議員が言われたように、猪塚議員を筆頭に3名の方が表決を出されております。その件については、私も最初はわからなかったんですけども、表決を出した以上は、会議規則の71条の2項により、議案を提出しても、それを尊重しなければならないというようなことだったから、本当は可決したんです。しかし、その前に田中議員が言われるように、こういう基本条例の議会改革の中に自分の意思が伝わらないようなことをしてもいいのかということもありました。後には、津留議員のほうからもありましたけれども、これは会議規則にのっとって議案を提出されておるから、どうにもできないということもありました。それについては納得できないですか。とにかく会議規則にのっとっている以上は、どうしても議案を重視しなければならないということですね。

**○議長（堀江 隆臣君）** よろしいですか。

**○17番（桑原 千知君）** もう1回いいですか、最後に。

**○議長（堀江 隆臣君）** 桑原君。

**○17番（桑原 千知君）** 田中議員が議運の中でいろいろお話をされたということで、恐らく全員がそういった気持ちじゃないかという思いを少なくとも私は持っているんですけども、

やはり、会議規則は規則としてあって、当然そこで一線を引かなければいけないのでそういう決まりがあると思うんですけども、ただ、私が常に思うのは、法律というのは、常識的な部分でそれを明文化してあるという中で、わからない部分をどちらかに決めようとするというのは、わかりやすい形の中で常々物事をとらえているわけです。そういった観点から考えたときに、何べんも考えずに、私も反対討論のときに言いますけど、私はそういった部分も踏まえて言ったつもりでございます。あとは恐らく討論があると思いますので、その時点で話をします。

ただ、もう一つ議会事務局に聞きたいんですけども、手順は手順としてそれでいいと思いますが、恐らく法にのっとりた中で事務局が委員会で話をされていると思います。どうしても私の腑に落ちない部分がありますので、これは本当に法的な部分を含めて調べて、仮にそれが本当であればいいとして、どうしても解けない部分があるんです。条例は条例と今決まっているから言われますけれども、そこはまた後ほど事務局と話をさせてください。いずれにしても、本当にわからない部分がございますので、議長、その辺は慎重に取り扱っていただいて、少なくともこの議会でわかりやすく解決しなければくり返し大変な問題となるとと思いますので、この辺を踏まえて今後の手順を踏んでいただければと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） 何回言っても同じことだろうと思いますので、議運では、会議規則にのっとりこれを審議して、そして、採決で全員一致のような形ではなかったですけども議決をしてもらったので、そこは御理解いただいて、きょうはこれで進めてもらっていいですか。

○17番（桑原 千知君） 無記名、無記名でずっとしていったいいものか疑問が残るんです。

○議長（堀江 隆臣君） 動議が成立するかどうかわかりませんので、今の時点では仮定の話しかできませんから、そのときに成立すれば、その手順を説明したいと思います。

ほかに委員長報告に対してございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ質疑を終わりたいと思います。議会運営委員長報告のとおり決定をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

#### 日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において総務常任委員会に付託いたしました議案第5号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について外9件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（猪塚 安親君） おはようございます。

総務常任委員長報告をいたします。さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る3月8日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告をいたします。

まず、議案第5号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第6号、上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、合併後10年間で職員を100名削減するという計画だったと思うが、これまでの推移について伺いたいとの質疑がありました。執行部から、平成16年度の職員数は456名であったが、平成23年度で345名となっており、比較すると111名の削減となっている。定員適正化計画の目標値は平成26年度までに職員数320名となっている。ですが、平成25年度以降に一部業務のアウトソーシング化を検討していることから、目標については平成24年度中に見直す必要があるとの答弁でありました。

これを受けて委員から、職員を削減する一方で、臨時、嘱託職員がふえている傾向にある。市民サービスの一定の水準を保つためにも、このまま職員数を削減していくことについて疑問に思うが、執行部の見解を伺いたいとの質疑がございました。執行部から、御指摘のとおり、やみくもに職員を減らせばよいということではなく、今後一層厳しい財政事情に置かれていく中での行政改革の一つの手段として、定員適正化計画を策定している。

現状では、職員は削減しているものの臨時、嘱託職員の雇用は増加傾向にあるが、人件費全体では約6億円程度のマイナス効果があらわれている。今後は全体的な調整を図りながら行政サービスを向上させ、厳しい財政状況を切り抜けていくための経費削減にも努めていく必要があることから、目標値である320名という数値は決して無理な計画ではないと考えるとの答弁でありました。

また委員から、アウトソーシング化について非常によい取り組みだと思うが、外部委託することにより臨時、嘱託職員の雇用期間は現在と比較した場合どうなるのかとの質疑があり、執行部から、外部委託の方法もいろいろ考えられるが、現在検討しているのは、包括委託会社に社員として雇用してもらう方法であり、現在の雇用期間よりも長い期間の雇用が見込めることから、被雇用者側においては身分の安定につながるのではないかと答弁でありました。

その他も委員からさまざまな質疑があり、慎重に審議いただきましたが、全委員の意見を集約するに至らなかったため、挙手による採決を行いました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号、上天草市暴力団排除条例の制定についてでございますが、委員から、公共工事以外の随意契約や資材等を購入する場合についても誓約書の提出は必要なのかとの質疑があ

り、執行部から、130万円以下の随意契約についても公共工事であることから、条例のとおり100万円を超える場合は誓約書の提出は必要である。また、あくまでも1次下請けから3次下請けまでの請負業者を対象にした条例であることから、資材等の購入に関しては誓約書の提出は必要ないとの答弁でありました。

また委員から、仮に誓約書を提出後、条例に違反する契約が判明した場合、事業者等の公表義務は発生するののかとの質疑があり、執行部から、条例上には公表の義務はうたっていないため、行政の判断になる。しかし公表したが故にその事業者が不利益をこうむることが想定され、行政訴訟の対象にもなることから、公表する場合には慎重に行う必要があるとの答弁でありました。

以上のような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、今回の条例改正で市民にはどのような影響が考えられるのかとの質疑があり、執行部から、国の法改正に伴うものであり、これまで以上徴収に力を入れ、自主財源の確保に努めていく必要があるとの答弁でありました。

以上のような審議を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第9号の所管部門についてでございますが、まず、総務企画部所管について、委員から防災管理費の消耗品費300万円についての説明と、本市自主防災組織の現状を伺いたいとの質疑があり、執行部から、熊本県が実施する自主防災組織設立促進事業を活用し、自主防災組織設立時に必要なヘルメットやブルーシート、ロープ、担架等の防災資機材を助成することで結成率を高めるための予算措置を行ったものであり、設立見込み団体数として50団体を考えているとの答弁でありました。

これを受け委員から、熊本県の自主防災組織設立促進事業補正金は23年度のみで終了するのか、24年度も継続して行われるのかとの質疑があり、執行部から、この事業自体は23年度限りだが、熊本県は24年度も同様の措置を行う予定であるため、引き続き活用することで自主防災組織の促進に努めてまいりたいとの答弁でありました。

次に、市民生活部所管について、委員から、アスベスト除去工事費183万円について、工事箇所はどこなのかとの質疑があり、執行部から、龍ヶ岳統括支所を耐震診断のため調査中に4カ所アスベストに類似したものが発見され、そのうちの1カ所からアスベストが確認されたので、耐震診断調査該当部分の除去工事費用を計上したところであるとの答弁でありました。

これを受け委員から、アスベストに関しては、かなり以前に問題視され、公共施設においてもその当時調査されたものと記憶しているが、なぜ今まで発見されなかったのかとの質疑があり、執行部から、当時、本市の公共施設においても調査を行っており、平成18年の阿村出張所の除去工事が最後だったと記憶している。しかし今年度、龍ヶ岳統括支所の耐震診断調査中に、新たにアスベストが発見された。本来であれば既にクリアしておかなければならないことであり、大

変申しわけないとの答弁でありました。

以上のような慎重審査を踏まえて、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号、平成23年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第25号、平成24年度上天草市一般会計予算の所管部門についてでございますが、まず、総務企画部所管について、委員から、企画費の普通旅費113万2,000円と特別旅費60万円の詳細及び銅陵市との今後の交流について伺いたいとの質疑があり、執行部から、普通旅費の主な内容については、本年10月に銅陵市にて開催される青銅文化博覧会に参加するための旅費であり、特別旅費については、民間の方に交流に参加いただくための旅費を計上したものである。また、青銅文化博覧会に参加した際に、今後とも交流を進めるといった何らかの協定を残す予定であるとの答弁でありました。

これを受け委員から、例えば銅陵市からの観光客誘致や農水産加工品の輸出といった本市や市民にとってもメリットのある交流となるよう十分精査した上で進めていただきたいとの要望がありました。

また委員から、企画費の地方バス運行等特別対策補助金について、前年度に比べかなり増額となっている説明をお願いしたいとの質疑があり、執行部から、産交バスの運行実績に対して補助を行っており、例年、前年度と同額程度を計上しているところだが、人件費の高騰なども考慮した上で、前年度の実績に若干の調整率をかけていることから、増額計上となっているとの答弁でありました。

また委員から、農林水産特別専門員及び観光戦略推進員の雇用に関し、民間的発想で幾らよい戦略やアイデア等が生まれても予算が伴わなければ意味がない。そのときに最善の策と思われるものについては、柔軟な予算措置をぜひお願いしたいとの要望がありました。

また委員から、企画費の婚活交流会実施負担金について前年度の結果を伺いたいとの質疑があり、執行部から、二組のカップルが成立し、現在も進行中であるのが一組と聞いているとの答弁でありました。これを受け委員から、冬場に行く場合は参加者が少ないことが懸念されるため、夏場の実施をお願いしたいとの要望がありました。

また委員から、上天草高校の魅力ある高校づくり事業全般の予算について、今年度の受験者数が低迷したことを踏まえ、事業の見直し等の考えはないのか。保護者からはスポーツ施設等の充実を訴える声をよく耳にするが、執行部の考えを伺いたいとの質疑があり、執行部から、あくまでも県立高校であり、市として踏み込めない部分もあることから、側面的支援という形で実施している。当面は国公立大学20名合格という目標を達成するための支援を行っていきたい。しかしながら、今後も志望者数の減少が続くようであれば、側面的支援の範囲内で何らかの施策を講じる必要があると考えるとの答弁でありました。

また委員から、関連して、県立高校という以上、市が独自で施策を行うには制約があるということも理解するが、側面的支援の一つの案として、例えば、野球やバレー等に精通した有名な先生を招致してもらえよう県教委と交渉してはどうか。過去にも有名な先生が赴任したことから志望者がふえたという事例を耳にするので、交渉する価値はあると思うとの提案があり、執行部から、有名な先生が赴任され熱血指導の結果が伴えば、高校の名声は一気に上昇するため、教育部の協力も得ながら、機会を見て県教委に要請していきたいとの答弁でありました。

次に市民生活部所管についてでございますが、委員から、市たばこ税について自主財源が乏しい本市においては、非常に重要な財源確保となっていることは理解しているが、全国的な禁煙ブームの現状を踏まえ、今後、市としてどのようなスタンスでいくのか伺いたいとの質疑があり、執行部から、おっしゃるとおり市の貴重な財源となっていることは事実だが、健康を害するというのも事実であり、喫煙に関しては賛否両論あるため非常に難しいところである。しかしながら、行政全般の課題としてとらえ、市としての方向性について今後検討していきたいとの答弁でありました。その他も委員からさまざまな質疑があり、慎重に審議いたしました。全委員の意見を集約するに至らなかったため、挙手による採決を行いました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第29号、平成24年度上天草市斎場特別会計予算についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、12月議会において付託され、請願内容を精査するための継続審査となっております。請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願についてでございますが、執行部から、関係団体の説明資料をもとに請願趣旨及び内容についての補足説明を受けました。これを受け委員から、行政も努力され地元業者への発注について配慮がなされていることから、ぜひ採択し、議会としても支援すべきではないかとの意見がありました。また委員から、請願の趣旨については賛同できるものの、内容についてはおのおのの事業所が判断すべきことであり、議会が介入するものではないため、趣旨採択としてはどうかとの意見が多くありました。

この他にもさまざまな意見があり、全委員の意見を集約するに至らなかったため、多数の意見を占めた趣旨採択について挙手による採決を行い、賛成多数で本件は趣旨採択すべきものと決定をいたしました。

次に陳情第2号、県立松島商業高等学校の閉校後の施設活用についての要望書についてでございますが、本件は9月議会から付託されているものの、松島商業高等学校の有効活用について幅広く検討する必要があることから、要望者に対して内容の一部修正を求め、再提出いただくこととして継続審査となっております。

執行部及び議会から、要望者へ説明を行ったところ、理解が得られたため、いったん取り下げが行われたこと、その後内容が一部修正された陳情書が改めて提出された旨の説明がありました。

以上を踏まえ、慎重に審査を行った結果、本件は、全員異議なく採択すべきものと決定をいた

しました。

以上が、委員会で審査した主な内容であります。よろしく御審議いただき御賛同くださいますよう、お願いを申し上げます。

なお、総務常任委員会では、さきの1月16日から18日にかけて視察研修を行いました。まず大分県佐伯市においては、中心市街地活性化のまちづくりについて行政視察を行いました。佐伯市では、中心市街地活性化基本計画を定め、失われつつある中心市街地のにぎわいの創出と都市のシンボルゾーン形成という大目標を掲げ、地区住民、市民が集う街、観光客が集う街を目指して取り組んでいるとの説明を受け、意見交換などを行いました。

福岡市臨海工場（大規模焼却施設）であります。施設の概要説明後、可燃ごみの受け入れから焼却までの一連の流れについて施設の視察を行いました。この施設の特筆すべき点は、焼却時に発生する焼却炉の余熱を利用してつくった蒸気で発電しており、施設内で利用するとともに余った電気は九州電力に送られ、平成22年度の売電実績は約4億6,000万円とのことでした。

最後に長洲町に建設されたリクシル有明ソーラーパワーを視察しました。この施設は平成21年度地域新エネルギー等導入促進対策事業の補助を受け、熊本県長洲町の協力のもとに稼働を開始したとのことでした。国内最大級となる施設の面積は、東京ドーム2.5個分の広さに当たり、年間発電量は390万キロワット時で、一般家庭約1,000世帯分に相当するとのことでした。

以上、まちづくりからごみ問題、注目される自然エネルギーに関する視察研修を通じ、今後の議会活動並びに各議員の見識を高めることができた有意義な三日間となりましたことをここに御報告いたします。

また、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定しましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

7番、高橋君。

**○7番（高橋 健君）** お伺いします。議案第14号なんですけれども、自主防災組織設立のために50団体を目指して、多分1団体当たりヘルメットとか縄とか買うために6万円ぐらいの費用になると思うんです。これに関しましては、多分、先着順だと認識しているんですけども、前年度までに自主防災組織を設置されたところは、間違っていたら申しわけないんですけども、恐らく、市から出してある費用が1万5,000円程度と市民の方々から聞いたので、これが事実であれば、23年度予算でこういう形で6万円ずつ50団体に支給した場合、前年度までに設置をされたところとの非整合性が出てくると私は感じます。そういった形での質疑はなかったのでしょうか。また、それに対して、執行部からのケアに対しての報告はございませんでしたでしょうか。

**○議長（堀江 隆臣君）** 総務常任委員長。

**○総務常任委員長（猪塚 安親君）** いろいろ細やかな質疑は出ませんでした。執行部からの説

明によって、先ほど言いましたように消耗品300万円についての説明とか、防災組織の現状を伺いたいとの質疑があったんですが、その中では、設立促進事業を活用して、自主防災組織設立に必要なヘルメットやブルーシート、ロープ、担架等の資機材を助成することで300万円というのを上げた。それで、申し込み団体数としては、先ほど言いましたように50団体、今言われたように6万円ですね。そういうことであって、この事業自体にはどこまで、23年度で終わるのかという質疑、それに、そうではなくて熊本県として24年度も措置を行うということであるので、その自主防災組織の促進について、執行部としては努めていきたいという答弁がっております。細やかなところは余り出ませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） わかりました。すべての地区に自主防災組織ができたほうが理想だと思いますので、早急に努めなければならないところだと思います。そういった働きかけで今回300万円の補助金を使ってやっていく。しかしながら、その前に、それが本当に1万5,000円しか補助がなかったということが事実なのかということ、まだ私も執行部に確認していなかったので、これを確認するという事は、この場でできますでしょうか。議長、どうでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 付託された案件ですので、委員長報告にとどめていただきたいと思えます。

○7番（高橋 健君） わかりました。では、要望という形で、その点を確認していただいて、非整合性が出てこないように委員長から確認をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 議案7号の暴力団排除条例の制定について、1点だけお尋ねしたいと思えます。

私が質疑でもしたんですけれども、条例に違反した場合、罰則規定が5万円というくだけがあります。だから5万円払ったらもうそれでいいのかと。その中で、私が聞いたのは、公表するとかも聞いたんです。公表は先ほど委員長が報告されて、慎重に判断してするというあれだったんですけれども、5万円払った後、指名停止期間とかを設けるのか設けないのかは、これで判断できるかというような議論はなかったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（猪塚 安親君） そこまで踏み込んだ、罰金払った後の処置の仕方、指名停止問題等は質問も出ませんでした。暴力団排除条例の制定については、皆さんの手元にも詳しく何条まででしたか、うたってあるように、効果があるのかないのかという質疑が出ました。本当にあるのかと。執行部としては、どこまでやっていいのか、いろいろな問題も出てくるから、そこは県警と相談しながらやっていくと。それで、この条例を制定するだけでも、いろいろな面で効果があるんじゃないかということが言われました。今質問の罰金5万円納めた後、指

名問題をどうするのかというようなどころまでは質疑は出ませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） これもほとんど県の条例に沿ってつくってあると思うんです。ということは、県の条例もそこまでしかやってないという感じだと理解するんですけども、ということは、例えば発覚した場合、次の段階になると思うんですが、上天草市として附則か何かでつけておく必要があるのではないかと個人的には思うんですけども、そういう議論はなかったらしいから、これで終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（猪塚 安親君） ただ、熊本県の暴力団排除条例にないところを、改めて市として別に細かくうたったというような説明は執行部からございました。今言われたようなことは、また後でいろいろと議論の対象になるかと思うんですが、我々が審議し、答弁を受けたのは、先ほど報告したとおりです。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかになければ質疑を終わります。

議案第14号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第9号及び議案第25号、平成24年度上天草市一般会計予算以上2件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、順次採決を行います。まず議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。本件に対して異議がございますので、起立によって採決を行います。委員長報告のとおり原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、請願第1号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで10分間、休憩いたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第8号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について外10件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） おはようございます。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る3月8日木曜日に委員会を開き、全委員出席のもと現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告をいたします。

まず、議案第8号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、排水設備等の工事にかかわる排水設備工事責任技術者の登録事務を県下一斉に公益財団法人熊本市下水道技術センターに委託することに伴う条例の改正であり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第9号の所管部門について報告いたします。

農林水産業費では、林業費において、イノシシの捕獲おりについての質疑があり、モニターをセットした10メートルおりを2カ所設置して捕獲に取り組むとの答弁がありました。20メートルおりから10メートルおりへ変更したことについては、2カ所設置したいとの地元からの要望を受けての変更であるが、接続すれば20メートルおりとしても使用できる構造としていたとの説明がありました。また、今年度のイノシシの捕獲数について、平成24年1月末までに607頭が捕獲されたとの答弁もあわせてありました。

水産業費では、水産資源回復・基盤整備事業交付金の事業内容についての質問があり、稚魚放流事業と藻場、漁場、これはひじき造成事業で、県の交付決定金額の減額によるものであるとの答弁がありました。

土木費では、港湾費において、上天草港改修工事（阿村地区）について、事業費、財源、事業内容についての確認がありました。本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号、平成23年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号については、年度末における歳入歳出予算額の調整によるものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号、平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について報告します。今回の補正は、歳入における資本費平準化債の増額が主なものであり、慎重審議の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号、平成23年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第2号については、使用料収入の減額に伴う歳入調整によるものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号、平成24年度上天草市一般会計予算の所管部門について報告します。

まず、農林水産業費ですが、農業費において、委員から、農林水産物ブランド化推進業務委託、マルシェ上天草業務委託、食材活用宣伝業務委託、市外対象食材パンフ料理教室委託、食材活用レシピア年間使用料等の事業について、事業のつながりとメリットについての質疑があり、担当課長から、加工品の開発、生産物の有効利用という形の販売戦略を行っていかこうとするものであり、マルシェ上天草において市場形式の宣伝を行い、市外において上天草市の食材を宣伝する料理教室を開催し、各種の催し物にも積極的に参加して6次産業化を進め、より多くの食材を販売する方針をもって取り組んでいくものですとの答弁がありました。

委員からは、上天草市の食材を市外に向けてアピールすることが第一である。有名シェフに認めてもらうことで大きな宣伝になる。予算を有効活用して食材の流通が確立するという成果が見えるような努力をしてほしいとの意見がありました。またあわせて、開発したものが外に出てきていない。企業が負うべきリスクの一部を行政が負っているのだから、市場調査を行って取り組んでいただきたいとの意見もありました。

執行部からは、今後の展開として、農林水産物加工品開発研究センターを拠点としたブランド推進室とブランド推進協議会の活動を進め、農林水産物を使った新商品の開発を行います。新商品の試験販売実施と市内事業者への生産移管、加工品づくりに関する講習会を開催して事業者のスキルアップと商品開発支援に努め、またあわせて販路開拓とPRを行い、でき上がった商品をブランド認証することで上天草ブランドの確立を図っていきますとの答弁がありました。

林業費では、狩猟免許取得補助金についての質疑があり、担当課長から、取得費用の約2分の1に当たる1万円を補助するもので、10人分を予定していますとの答弁がありました。

商工費につきましては、委員から、シンボルキャラクター着ぐるみ製作委託について、その導入効果についての質疑があり、担当課長から、市内の各種イベントに参加し、県主催の各種事業への派遣依頼も多数来ているので、上天草市の認知度は向上が図られていますとの答弁がありました。

ノベルティ製作業務委託については、担当課長から、ピンバッジ1,000個、シール1万枚、エコバッグ2,000枚を製作する予定であるとの報告を受け、委員から、製作されるピンバッジを議員、職員全員がつけて、上天草市の宣伝を行ってほしいとの意見がありました。

次に、松島展望休憩所指定管理料についての質疑があり、担当課長から、施設の運営にかかわる人件費、光熱水費、清掃等の管理にかかわる経費を算定し、レストラン収入のうち一定額を差し引いて指定管理料としていますとの答弁がありました。

また、地域連携音楽祭事業委託についての質疑があり、執行部から、県の夢づくりチャレンジ事業を活用して実施する予定です。音楽のジャンルは未定ですが、1,000名規模の集客ができるアーティストを予定しています。入場料収入を含め、前回以上の規模になるだろうと考えていますとの答弁がありました。

土木費につきましては、港湾費において、委員から、港湾施設維持管理計画書作成業務委託についての質疑があり、港湾施設の長寿命化計画に基づいて5年間の期限付きの事業で、この計画を策定していないと災害復旧事業の採択に支障が出ますとの答弁がありました。

委員から、上天草港改修の事業内容についての質疑があり、護岸整備と物揚場の一部を整備し、平成24年度で完了しますとの答弁がありました。また、永目港埋め立て関連工事における埋め立て資材の運搬方法についての質疑があり、運搬費用を試算した場合、陸上運搬費では運搬単価に交通整備員の費用を加算しなければならないため、トータルコストでは陸上運搬と海上運搬のコスト差はないとの答弁でした。

住宅費においては、ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金についての質疑があり、現在1件の申し出があつているとの答弁がありました。また、住宅リフォーム等支援事業補助金についての質疑があり、平成23年度は31件の利用があつたとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号、平成24年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算についてですが、平成24年度の当初予算額は3,078万円で、前年度と比較して54万円の減額となっています。主な内容は、歳入が入館料2,972万円で前年度比83万円の増額となっています。

委員から、改修後の入館者数についての質疑があり、担当課長から、平成23年4月から平成24年1月までの状況で21%の増となっているとの答弁がありました。また、昨年11月で退去された売店跡地については、広報3月号で公募をかけ、新たな利用策を探ることとしていますとの答弁もあわせてありました。

本件につきましては、慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第31号、平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計予算について報告いたします。歳入において、受益者使用料の過年度分についての質疑があり、担当課長から対象者が45名で総額1,231万7,000円の滞納があり、前年度実績に基づいて予算計上を行ったとの答弁がありました。また、既に倒産している企業分の809万8,000円について、不納欠損処分の準備を進めているとの報告がありました。

歳出におきましては、管路施設長寿命化計画策定委託についての質疑があり、管路の状況を調査し、この計画に基づいて修繕と更新を行うことになるとの答弁がありました。慎重審議の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号、平成24年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算についてですが、阿村港物揚場造成事業で発行した地方債について、阿村港野積み場使用料と一般会計からの繰入金に

より償還を行うものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第36号、指定管理者の指定について（上天草市松島展望休憩所）ですが、本件につきましては、上天草市松島展望休憩所の指定管理者を指定するものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号、市道路線の廃止及び認定についてですが、本件につきましては、松島庁舎建設に伴い市道路線を廃止及び認定するものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他の事項といたしまして、樋島漁協損失補償についてですが、執行部から、債権回収についての調査を市の顧問弁護士に依頼し、保証人の方から収入及び財産調査の承諾を受けたとの報告を受けました。委員会では、債権回収計画の策定を早期に行うように要請いたしました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

11番、川口君。

○11番（川口 望君） 議案第36号、指定管理者の指定について、松島展望所の休憩所です。現状について、委員会としては把握しておられますか。そういった内容の意見は出ませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） 特に現場踏査はやっておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 川口君。

○11番（川口 望君） 私も、非常に見た目が、草が生い茂ったり、中のトイレがあまり清掃されていないようなことを感じました。そこについて選定委員会ではどういった選定基準で指名をしておられるのか。そういったところの質問はなかったでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） これは特に、公募で行うものであり、手を上げられた方は1カ所だと伺っております。それ以外には細かいことは出ておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 川口君。

○11番（川口 望君） 公募が何社あったか内容的には私もわかりませんが、指名する部分では、そういった行政側からの指導あたりも必要ではないかと私も思う部分がありますので、そちらを要望として、つけ加えさせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかになければ、質疑は終わります。

議案第14号、平成23年度一般会計補正予算第9号及び議案第25号、平成24年度一般会計予算以上2件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、順次採決を行います。

まず、議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いた

しました。

次に、議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第36号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第39号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

---

### 日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第10号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について外20件を議題といたします。文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました条例関係4議案、補正予算7議案、当初予算7議案そのほか2議案と継続審査となっていました陳情1件につきまして、去る3月9日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず議案第10号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、保険料の納期を10期から9期に変更するための条例改正ですが、委員から、高齢者の方が対象になるので、変更点について十分周知を行うように指摘があり、執行部から、広報などの周知や窓口などで十分説明できるような体制をとっていきたいとの説明がありました。委員会では全員異議なく原案どおり可決するものとして決定いたしました。

次に、議案第11号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、一般質問で介護給付費準備基金の全額取り崩しなどについて質問がありましたので、一つ一つ執行部に確認作業を行いました。

介護保険料については、平成24年から26年度の3年間で、介護報酬の改定、施設整備を勘案して計算したところ、月額基準額が5,576円となり、これまでの4,200円から1,376円の値上げになるので基金を取り崩し、値上げ幅を抑えることとしたとの説明がありました。

この基金については、介護給付費準備基金が、現在額で2億6,840万7,266円、県の財政安定化基金のうち上天草市の拠出金として約4,750万円あり、介護給付費準備基金を1億5,000万円取り崩しを行い、県財政安定化基金は上天草市の拠出割合に応じて3,000万円ほどが交付される予定であるとの説明がありました。

委員から、一般質問で基金は全額取り崩すべきではないかとの指摘があったが、1億円以上残すのは、今後の運営を考えて、それだけの基金が必要という判断かとの質疑があり、執行部からは、全額取り崩せば第5期の保険料は4,600円ほどになり、今期の被保険者にとってはいいが、介護給付費の増加や施設整備などによって第6期以降に大幅な値上げになることも考えられるので、ある程度の基金は必要であり、基金を持っていなければ介護保険の健全な運営はできないと考えているとの答弁がありました。委員からも、第6期、第7期と今後の運営を考えれば基金は必要である。基金はほかの目的には使えず、介護保険の被保険者に還元すべきお金ではあるが、第5期に全額使うよりは、長期的な運営を考えていたほうがよいとの意見がありました。

また委員から、基金がゼロで運営している自治体は県内であるのか、国や県から準備基金として確保しておく水準など示されているのかとの質疑があり、執行部から、14市の中では八代市や人吉市が基金はなく、第5期の保険料は1,000円ほど値上げになっている。県などから基金の水準などは示されていないとの説明がありました。

そのほかにも、阿蘇市が月額4,000円の保険料で運営できるのはなぜかとの質疑があり、介護の施設が少なく要介護認定率が低いので、低料金で運営ができるのではないかとの説明がありました。

このことから、上天草市では、介護施設が徐々に整備されている中で、議会ではさらなる介護

施設の充実や待機者の解消などの提案も多くあるので、それなりの負担増は避けては通れないのではないかとの意見がありました。

このように委員会では多くの質疑を重ね、委員一人一人から意見を聴取した結果、保険料を今期における妥当な金額に定めて健全な運営を行わなければ、次にしわ寄せがくるので、改正する必要があるとの意見で一致し、全員異議なく可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号、上天草市適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員の数を5人増員して30人以内とする改正となりますが、具体的にどのような方を想定しているのかとの質疑があり、執行部から、平成24年度は特別支援学級が25学級になる予定で、すべての担当教員の意見を聞くために増員し、そのほかに内科医や校長代表で構成して子どもの様子を詳しく知りたいとの説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、委員から条例中の学識経験者について、ほかの委員会と人選が同じにならないようにとの意見や、ほかの自治体では学識経験者は大学教授などが務めるように規定しているところもあるので、学識経験者等としてはどうかとの意見がありました。この条例改正については、本会議でも十分な説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第14号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第9号は、まず委員から、電子黒板の購入について予算書では10校としてあるが、どこの学校に設置するのか、既に活用している学校での成果はどうかとの質疑があり、執行部から、現在設置している登立小学校以外の全小学校に設置し、児童や先生の意見はとてもいいとの説明がありました。

次に、今津中学校屋内運動場の解体や建設のスケジュールについて質疑があり、執行部から、予定では24年度早々に技術室を講堂化して、体育館で行っていた集会などができるように改修し、現在の屋内運動場の解体は、騒音で授業に支障が出ないように夏休み期間中に行う。建設工事は、解体終了後1年半ぐらいかけて実施する計画であるとの説明がありました。このような所管部門の各事業内容について、さまざまに質疑し、詳細な説明を受けて、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第15号、平成23年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第3号、議案第16号、平成23年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号、議案第17号、平成23年度上天草市介護保険料特別会計補正予算第3号、議案第22号、平成23年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、議案第23号、平成23年度上天草市水道事業会計補正予算第1号の5会計補正予算については、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第24号、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第3号は、委員から、DPC診療報酬包括請求分析システムの導入予算が計上されているが、買い替えなのか新しく導入するものなのか、また、DPCとはどのようなシステムなのかとの質疑があり、執行

部から、24年4月からDPC準備病院となり、データの分析を行うために新しく必要となるシステムで、現在の治療するごとに診療点数が上がっていく方式から、一つの病気で入院した場合、入院医療費が定額支払いになるとの説明がありました。また、修繕料600万円の内容について質疑があり、修繕するのは血管撮影装置、X線透視撮影装置の管球というレントゲンを発生する部分で、予算に不足が生じたので組みかえの補正予算であるとの説明がありました。

このほか、委員から過年度未収金の状況などに質疑があり説明を受けました。このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第25号、平成24年度上天草市一般会計予算についてでございますが、健康福祉部門については、主に本会議の質疑などで確認がなされた事項などについて委員から質疑がありました。

介護保険低所得者対策扶助費については、低所得者に対して介護保険のサービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者の負担減免を行った場合、その一部を助成するものですが、ここ数年申請がないので、再度、施設側に制度の周知と指導を徹底したいとの答弁がありました。

また、保育士の採用についても質疑があり、正職員の新規採用を行わないのは、例えば、民営化などを考えているからなのか、今後の保育所運営の方針はどうなっているのかなどの質疑があり、執行部から、保育所適正化計画で23年度末までに公立保育園1園になる予定であったが延期になった。しかし、統合して龍ヶ岳と教良木の公立保育所2園になっても保育士は不足するので、現場としては新規採用を行ってほしいが、定員管理などで総務課と検討しているとの答弁がありました。委員からは、民営化しないのであれば正職員の年齢階層について、今後考えていかなければならない問題であるとの意見がありました。

このほか、健康福祉部の予算については、緊急通報システム事業や身体障害者補装具支給事業の内容について質疑がありました。

次に、教育部の予算については、主にテニスコート建設費について質疑が集中しました。委員の一人から、財政や地域経済が厳しい中、1億6,000万円かけて高級な感じがするスポーツ施設は必要ないのではないかと意見が出されましたので、ほかの委員からは1億6,000万円の内訳や建設後の利用見込み、地域経済への波及効果などについて多くの質疑がありました。執行部からは、工事費の内訳として、建設地は平らなように見えるが造成工事が必要となり、テニスコートを覆うフェンスや夜間照明、雨が降ったときに水が浸透する暗渠の整備費などが予算に含まれている。管理棟は現龍ヶ岳中の仮校舎を移設して使用する予定であるとの説明がありました。

また、利用見込みについては、委員から、平成25年の県民体育祭の会場になる予定だが、その大会は何十年に1回回ってくるだけなので、通常の中で、多くの利用がなされるような計画を立てておく必要がある。以前、キッズサッカーやフットサルに使用すると説明があったが、熊本市などと比べれば競技人口は少ないと思うので、ハンドボールやドッジボールなど幅広いアイデアをもって8面のコートを用意できるように考えてほしいとの意見がありました。そのほか、合宿の誘致なども考えているようだが、どの程度見込んでいるのか、また、経済効果は

どのように試算しているのかとの問いには、テニスの大会誘致が年数回、キッズサッカーやフットサルも年数回、合宿の誘致も予想ではあるが年間10団体と算定している。大会や合宿で1万6,600人ほどの利用を見込んでいて、そのほかにも気軽に利用できるようにテニス用具の貸し出しも計画しているとの説明があり、経済効果としては、大会と合宿誘致による利用者数を年間7,350人ほど見込んでいるので、利用者の宿泊等に伴う効果も十分に期待できるとの答弁がありました。

また、執行部からは、地域への経済効果も大変重要だが、体育施設なので地域のスポーツ推進、子どものスポーツ技術面の向上を建設の本来の目的としている。建設の財源としては、スポーツ振興事業団へ補助金申請をしていて、確定すれば6,800万円ほどの助成が見込まれるとの説明がありました。

このような質疑を経まして、委員からは、これだけの予算をかける事業なので、スポーツ振興以外にも経済への波及について明確に試算し、効果が出るように取り組んでいただきたいとの意見が多くありました。そのほか、教育部の予算には、吹奏楽の楽器購入費が計上されておりましたが、大矢野中学校分だけなのか、ほかの学校にも吹奏楽部があるので配分したほうがいいのではないかとの質疑があり、執行部からは、予算計上する時点で検討したが、大矢野中学校の楽器を実際見に行き、状態がとても悪いので、今回は大矢野中学校1校分のみを計上している。他校にも吹奏楽部があるので、実際見に行き、今後判断していきたいとの答弁がありました。この点については、先日行われた大矢野中学校の屋内運動場の落成式の後に、吹奏楽部の楽器を見せていただきましたが、教育委員会が申されたように、傷み等はひどい状態でした。

このように、所管部門の事業予算についてさまざまな質疑をし、慎重に審査をしましたが委員からテニスコート建設について反対意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案どおり可決することで決定しました。

次に、議案第26号、平成24年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定予算、議案第27号、平成24年度上天草市診療所特別会計予算、議案第28号、平成24年度上天草市介護保険特別会計予算、議案第33号、平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の4会計予算については、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第34号、平成24年度上天草市水道事業会計予算は、委員から、量水器2,900個の購入予算について積算根拠はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、耐用年数が8年で24年度に期限を迎える数を計上しているとの説明がありました。このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第35号、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算については、委員から、売店テナント料が計上されているが、毎年入札して決めているのかとの質疑があり、執行部から、3年契約になっていて、前は契約金が高額であったため更新したが、24年度は更新の時期なので、今回は公募したいとの説明がありました。このような質疑を経まして、委員会

は全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第37号、指定管理者の指定については、大矢野、姫戸、大道、樋島の老人福祉センターに関する指定になりますが、委員から、指定期間を3年とした理由、公募をせずに社会福祉協議会を選定しているが、これまで問題点などはなかったのかとの質疑があり、執行部から、5年間の長期契約では、経済情勢の変化などにより、社会福祉協議会に不利益を与える可能性もあり3年としている。運営面においては、実績等を出していただき審査を行っているが、おおむね良好に適切になされているとの答弁がありましたので、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第38号、工事請負契約の変更については、龍ヶ岳小学校改築工事費の増額になりますが、委員から、増額する理由について質疑があり、執行部から、くいの長さに変更が生じ、またその作業のため土地の改良工事も必要になったため増額することになったとの説明があり、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、継続審査となっておりました陳情第17号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情については、前回、陳情内容にありました「すべての患者」が、どの部分まで含んでいるかが不透明でありましたので、執行部から陳情者に確認したところ、医療行為によって感染した肝炎患者であるとの回答がありましたので、委員会では、国が定めた法律に基づき救済をすべきであるとの意見で一致し、全員異議なく採択とし、意見書提出の発議を委員会で行うことを決定いたしました。

以上が文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも御報告いたします。なお、閉会後に所管課より、次の8項目について報告がありましたので、お知らせいたします。

保健課から、予防接種過誤事案の発生について。後期高齢者医療の保険料改定について。湯島へき地診療所への医師派遣について。高齢者ふれあい課から、高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画について。中山間地域等24時間在宅サービス提供モデル事業の経過について。学務課から上天草市学校規模適正化基本計画の変更について。病院から、上天草市総合病院人事について。平成24年度上天草総合病院改修計画についての8項目であります。学校規模適正化基本計画の変更については、本日、文教厚生常任委員会以外の議員さんにも資料が配付してありますので、後ほど確認していただきたいと思います。

また、後期高齢者医療の保険料については、県の広域連合で平成24年と25年度分について値上げの改定がなされています。資料が議会事務局にありますので、ほかの報告事項とともに御確認いただきたいと思います。

最後に去る1月18日から20日にかけて、文教厚生常任委員会として所管部門の調査のため視察研修を行ないましたので、あわせて報告いたします。まず、初日は、大分県の豊後高田市を

訪問し、学びの21世紀塾と称して自治体が無料の塾を開き、子どもたちの成績アップに成功している取り組みについて研修いたしました。ここの学びの塾の取り組みは、我々が視察に行く前にテレビでも全国放送され、多くの人の関心が高いところでした。

次に、福岡県の豊前市にあるもみじ学舎を訪問し、廃校校舎の活用と障害者雇用の取り組みについて研修しました。最終日は、同じく福岡県の子どもの村を訪問し、里親制度について学びました。訪問した3カ所とも、それぞれ教育委員会やNPO法人が積極的に取り組んでいて、事業の成功にはとにかく人材が大事で、やる気を持って取り組めば、少ない人数と予算でも進展するということがわかりました。今回研修したことは、委員会の所管部署が抱えている大変重要な問題でありますので、研修で学んだことをぜひ上天草市で生かせるように執行部へ提案提言をし、取り組んでまいりたいと思います。

報告が長くなりましたが、以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

7番、高橋君。

**○7番（高橋 健君）** 議案第11号ですけれども、介護保険条例の一部を改正するというところでお尋ねです。3年ごとに見直しされるわけなんですが、今から高齢化社会が進んでいく中で、今回値上げという形になりました。委員会のほうでは、上程どおり行くという形で決まったように報告を受けていますけれども、今後高齢化が進む中で、恐らく3年後にも値上げをしていかなければならないような形に私は感じるんですけれども、今後こういったやり方で行くと、どんどん受益者の負担がふえていくという形になると思うので、国に対しての要望書なり何なりを委員会で出してみようというような意見等は出なかったでしょうか。

**○議長（堀江 隆臣君）** 文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長（田中 万里君）** 今の質問は、3年ごとに見直さなければならないと、今の上天草市の現状が、高齢者率が高いということで、今後3年後には、また値上げをしなければならないのではないか、そういうことに対して国に何か意見書なりを出すべきではないのかということが出なかったかという点でございます。

国等に意見書を出す、出さないという議論にはなりません。しかしながら、文教厚生常任委員会でも、少子高齢化社会で、高齢化率が他の自治体に比べても高いのは十分に把握しております。その部分において、今年度の予算の中で、例えば、これまであっぷあっぷ体操とかいろいろな医療費の削減に努めるような施策をされております。それで、先ほど申し上げたように、阿蘇市が月額4,000円の保険料で運営できるのはなぜかという質問に、介護施設が少ないのと要介護認定率が低いのでということでございます。やはり、要介護にならないような取り組みをして、その部分の料金を上げなくて済むようなことをこの3年間にやっていかななくてはならないと感じております。

**○7番（高橋 健君）** わかりました。

**○議長（堀江 隆臣君）** ほかにございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私も議案第11号の介護保険についてですが、これまで介護給付準備基金を取り崩したようなことがあったのかどうか。また、県の財政安定化基金から借り入れたような件があったのかどうかというのは出なかったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今言われたのは、これまで上天草市が基金を、今うちで積み上げている部分を取り崩したのかということですか。これは、数字的面で今まで積み上げた額については報告がございました。ただ、取り崩しはしていないでしょう、部長。（「取り崩しています」と呼ぶ者あり）してある、取り崩しはしてございます。やはり取り崩して、大幅に値上げをしないように担当課がこれまでやってきたんだと思います。

それと、もう1点は何でしたか。

○5番（宮下 昌子君） 県の借り入れ額です。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 県の借り入れ額は、先ほど説明したように、上天草市は拠出割合に応じて3,000万円ほどが交付される予定であるとの説明を受けました。

○議長（堀江 隆臣君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 平成24年度の一般会計予算の中で、図書館購入費というのが小学校、中学校、並びに社会教育費で上がっております。毎回、図書購入はいいことだと思いますけれども、今後学校が合併していく中で、重複する可能性があるのではないかとということで、そういう委員会での話し合いや議論はなかったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今の質問にお答えいたします。図書購入費についての質問は出ませんでした。委員会としては、主に、各個人の委員さんたちの考えと同時に、本会議で質疑が出たことを中心に委員会を進めてまいりましたので、もし本会議に出ていたなら、その部分についても、もっと深く委員会の中で議論をしたんですが、出ていなかったもので、ほかの部分では、いろいろと意見が出ましたが、その部分については出ませんでした。

今言われたように、今後合併して、本が要らないところが出てくるという部分は、今の意見を参考のため聞きましたので、その辺は教育委員会で話して、活用できる部分は活用していけるように考えていきたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

川口君。

○11番（川口 望君） 済みません、見えづらくて。また議案第37号ですけれども、これはなぜ公募に出さないのか議論はありませんでしたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） なぜ公募に出さなかったのかという点は、なかったと

思います。ただ、先ほど申し上げたように、公募をせずに社会福祉協議会を選定しているが、これまで問題点はなかったのかという質疑がございました。その部分で、検討委員会の中でいろいろ資料等を調査した結果、社会福祉協議会がおおむね良好に適切に運営がなされているとの答弁があり、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

それで、今回の委員会の中では出ませんでした。以前、私が総務常任委員会にいたとき、以前は、総務常任委員会が多分指定管理のところを受け持っていたんですが、社会福祉協議会を公募しないで、なぜここだけにするのかという意見が出たときに、たしか社会福祉協議会でなければこういう事業がなかなかできないというような答弁があったかと思うんです。今回は出ておりません。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

川口君。

○11番（川口 望君） でしたら、別に指定管理制度を導入する必要性もないと思うんですけれども、これは運営がどうのこうのではなくて、だったら、この議案に出す必要もないのかなとも感じました。今後そういった部分で審議も、指定管理制度を導入するのであれば、今後こういう形を導入したほうがいいのではないかと思ったもので質問に至りました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時03分

---

再開 午後 1時00分

○議長（堀江 隆臣君） 午前中に引き続き再開いたします。

議案第14号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第9号及び議案第25号、平成24年度上天草市一般会計予算、以上2件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、これを許します。

まず、議案第11号について、5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第11号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論をいたします。

私は、前議会において、基金の取り崩しをしてでも値上げをしないでほしいとお願いしてまいりました。しかし、基金の取り崩しは一部にとどまり、基準月額で800円の値上げとなりました。年々、年金の支給額は減り続け、また今回、市税、県税の引き上げもあります。後期高齢者医療費も値上げとなります。高齢者の生活がさらに厳しくなるのは目に見えています。基金は取り過ぎた保険料です。保険料の決め方から言っても、全額取り崩してもよいと思います。値上げをすべきではありません。

よって、今回の改正には反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま、委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。本件に対して異議がございますので、起立によって採決を行います。

委員長報告のとおり、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。本件に対しては異議がございますので、起立によって採決を行います。

委員長報告のとおり、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第38号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、継続審査となっておりました陳情第17号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

日程第4 議案第14号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第9号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第4、議案第14号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第9号を議題といたします。これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、これを許します。

13番、北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） 松島庁舎建設事業9億4,906万6,000円。事業内容は、国の平成23年度第4次補正予算、森林・林業・木材産業づくり交付金を活用し、災害時における防災拠点施設としての機能を充実させ、より耐震性、耐久性にすぐれた構造の庁舎とするための事業。上天草市松島庁舎等建設検討委員会では、アロマ横の市有地について、マイナス20メートル程度まで軟弱層である。万が一大きな地震が起きた場合は、当該土地を含む周辺地域において液状化現象が発生するおそれがある。防災拠点の機能が求められる新庁舎等の建設地としては適さないと思われるとあります。今回のところも干拓地であり、アロマ横の市有地と道を隔てて近いところにあります。地質も似ていると思います。利便性を優先して建設されるのであれば、基礎くい工事9,500万円の費用も新たに要るでしょう。大規模な災害が発生した場合、松島庁舎に現地対策本部を設置するとあります。私も、一般質問で言いそびれたところもあります

が、松島庁舎というのは上天草市の本庁舎であります。

ということで、松島といえば松島の議員に任せておけばいいのではないかなというふうに私もこれまで思っておりましたけれども、上天草市全体の現地対策本部を設置するとなれば、災害時における避難場所や、災害復興を行う防災拠点としての建設地としてはふさわしくない。松島町史にも、寛政4年4月1日、一丈五尺、4.5メートルですね。一丈五尺から二丈五尺、7.5メートルの高い津波で1万4,530人の方、東日本大震災と余り変わらない方が雲仙津波で亡くなられたということが、2ページにわたって載っています。多くの方が亡くなられ、田畑、船、家、多くの被害が出ています。有明海沿岸では高潮の襲来による被害を受けていますが、貞観11年、西暦869年。享保18年、1733年。1746年、寛永元年。1748年、文政11年。1820――。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣議員。もう少し簡潔に討論はできませんか。

○13番（北垣 潮君） はい。いろいろ載っています。私もいろいろ調べたものですから。なるだけ短くいきます。

24年3月9日夜、私も海面の高さを測ったら50センチメートルありました。これが、秋9月の大潮のときは20センチメートルぐらいになるだろうと思います。低気圧が来れば、海面の高さはもっと上がるでしょう。

市長は、24年度の施政方針で、東日本大震災を踏まえ、大震災、津波等の災害から市民生活を守るため、被害を最小限に食いとめる方策や、地域社会の災害対応能力の向上など、市民が安心して暮らせる環境づくりに取り組みますとあります。それから、災害における防災拠点施設としての機能を十全させるべくともあります。これは松島庁舎のことですけれども、防災拠点というのは、まず避難地、これが一番先にあります。

さきの一般質問の折、松島地区の西本議員は峯地区に避難場所設置の提案をされました。小西議員も、松島庁舎建設予定地は標高が低く、避難場所として不適であるので、災害時の避難場所として整備をと通告されておりました。避難地にならないようなところは、防災拠点とは言わない。まさしく峯地区こそが防災拠点の松島庁舎が建つ場所にふさわしいと思いますので、今回の松島庁舎建設事業には反対します。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第14号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第9号を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は原案可決です。各委員長報告のとおり可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第25号 平成24年度上天草市一般会計予算

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、議案第25号、平成24年度上天草市一般会計予算を議題といたします。これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第25号、平成24年度上天草市一般会計予算に反対討論をいたします。

県内14市の中でも市民所得が最低レベルにある上天草市です。自治体として、まずは市民の福祉や暮らしを守ることが第一であると考えます。新年度予算では浄化槽設置、太陽光設置、住宅リフォーム助成など、地元業者の仕事起こしにもなり住民も喜ぶ各種補助金が減額される一方、1,400万円かけて外部からの臨時職員採用や、有名シェフのレシピ使用料などブランド推進室関連や、観光予算でのあらゆる委託料など多額の税金が投入されます。地域の人材を活用し、循環型社会をつくるのが上天草市を元気にすることではないでしょうか。少ない予算です。地域で循環する予算の方向へ変えるべきだと考えます。

よって、平成24年度上天草市一般会計予算には反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、反対討論で13番、北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） 平成24年度上天草市一般会計予算教育費、松島総合運動公園テニスコート建設工事。テニスコートも現在、上天草市には幾つかあります。龍ヶ岳にも、軽井沢のような避暑地でありますけれども、これも3面あります。姫戸にもあります。この事業は、市民活動の場となる施設整備が目的であります。もしスポーツ合宿になったとしても、松島町では宿泊料の安い青年の家を使われるであります。不景気なこの時世に、1億6,100万円も使ってテニスコートをつくること、また東日本大震災を含め日本各地で多くの被害者が出ておられます。こういう時世にふさわしくない施設であり、反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第25号、平成24年度上天草市一般会計予算を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は原案可決です。

各委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第6 議会議員定数等検討特別委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、議会議員定数等検討特別委員会委員長報告。平成23年第4回定例会において議会議員定数等検討特別委員会に付託し、継続審査となっておりました議員定数についてを議題といたします。

議会議員定数等検討特別委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

議会議員定数等検討特別委員長。

○議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君） こんにちは。

それでは、上天草市議会議員定数等検討特別委員会に付託されました案件につきましての審議の経過及び結果について、御報告申し上げます。

当特別委員会は平成23年6月28日に設置され、議長のほか各常任委員会より3名選出いただき、10名の委員構成で、以来5回にわたり慎重に審議を行ってまいりました。

第1回から第2回の会議では、県内の14市及び九州管内の類似市における議員定数、報酬、費用弁償、政務調査費の現状について事務局から説明を受け、市民から意見を徴収する方法について協議し、市民アンケートを実施することを決定いたしました。

第3回の会議では、11月に実施したアンケート結果について報告を受け、80.5%が議員定数は多いとの回答でありました。また、同じ時期に開催された議会報告会では、議員の定数を減らさないでほしいという声もありました。

このような意見を参考にしながら審議を行い、毎年人口が減少し、行政改革を進めている中で、議員定数の現状維持はないのではないかと多くの意見が多数を占めました。

一方で、定数を減らすと住民の皆さんの声を本当に届けられるのか不安があるとの意見や、定数は維持し、定数削減分の報酬を減額するとの意見もありましたが、より予算の削減効果が見込める定数削減で検討することで意見が集約されました。現行定数より少ない20名、18名、16名の3案から採決の結果、18名と16名の2案で検討を進めることになりました。

第4回の会議では、議員定数について「議会の構成については4年の任期ごとに議論すべきではないか。今は、次の4年間をどうするのかを話し合い、定数については任期ごとに議論すべきである」、「行政改革に議員が率先して取り組み、議会の審議機能に支障のない定数とすべきである」、「市民の意見を市に届けるためにも、定数は減らすべきではない」との意見が出され、18名と16名の2案について、それぞれ提案理由の説明を受け、採決を行いました。

18名案の提案理由は、議員定数に関しては、議会本来の議案審議に支障を来さない、かつ市議会の未来像を考えた議員定数であるべきであると考えます。また、これからの議員定数のあり方

として、自治体の人口規模に応じた定数であることはもちろん、議会本来としての審議機能が低下しない程度の定数であることをこの問題の本旨としてとらえるべきである。全住民を代表するにふさわしい定数、常任委員会での審査の空洞化をし得ない数、これらの条件を満たす定数として18名を提案するとのことでした。

また、16名案については、上天草市の人口は1年間で約500人以上減少している。人口を3万人として、議員1人当たりの人口は定数16名の場合が1,875人、定数18名の場合は1,660人程度となり、ほかの自治体と比較して、16名でも議会の審議機能に支障はないと考える。市では、地方交付税の合併算定替えに伴い、予算の削減が求められている。平成30年には、現行より30%程度削減が必要と聞いている。議会が率先してその方向を示して厳しくやっていくことで、チェック機能として執行部に強く求める部分が出てくるとのことでした。

この2案で採決の結果、18名案については賛成6名、16名案については賛成1名、両案に反対が1名で、定数18名を特別委員会案として決定いたしました。

去る2月29日開催の第5回の会議では、特別委員会案の本会議への上程方法について審議を行い、委員会提出で行うことを決定し、上天草市議会議員定数等検討特別委員会での審議は全部終了いたしました。

議員定数を議論する中で、人口と財政が大きな要因を占めるものになると考えます。現行の議員1人当たりの人口は、昨年12月末現在で1,425人です。改選時は1,486人、前回の特別委員会で定数削減を決めたときは1,544人でした。市民にかわってその声を市政に反映させ、市の意思を決定するという議会本来の機能を損なわないためには、議員1人当たりの人口として1,500人程度は維持すべきと考えます。

また財政面では、平成26年度に普通交付税の合併算定替えの縮減が始まります。その5年後の平成31年度から一本算定となり、当然、財政規模も縮小されます。現行の議会の予算は全体の1.2%です。今後もこの割合を超えない範囲で抑制すべきではないでしょうか。地方自治法における議員定数の上限規定は撤廃されています。各自治体の裁量で決めていくこととなります。将来的な上天草市の姿はどうか。市の人口は毎年減少しています。行政区の再編等も議論されるのではないのでしょうか。市の職員定数も減らしています。議会が行政改革の範を垂れなければならないと考えます。

以上が、上天草市議会議員定数等検討特別委員会での経過並びに結果でございます。よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わらせていただきます。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

3番、田中辰夫君。

**○3番（田中 辰夫君）** この前、全員協議会の中で議員皆さんの考えを聞くということでありましたけれども、あのとき、私も反対しました。そういう意見を聞いたところでの第5回会議では、どういってお話がされたのか、お聞かせください。

**○議長（堀江 隆臣君）** 特別委員長。

○**議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君）** 第4回までの特別委員会を開催しました結果を、全員協議会の中で議員皆様に御報告申し上げました。

確かに、あ那时的全員協議会の中では委員会の意見と相違する部分も多々ありました。しかしながら、特別委員会では4減が現状の中で一番、人口が減少したり、将来の財政規模あたりも考えると定数4減が最適ではないかということで、4減ということで決定しております。

確かに、全員協議会の中では2減案の意見の方も多く聞かれました。そういう中で、私たちは委員会として、常任委員会から各3名、地域を言いますと大矢野から4名、松島2名、姫戸2名、龍ヶ岳2名ということで、委員会からも3名ずつ選んでいただいておりますし、地域からもある程度の公平な立場で選んでいただいております。そういう中で、委員会としてはそういう決定、全員協議会の意見も踏まえた中で、4減ということで決定いたしております。

○**議長（堀江 隆臣君）** ほかにございませんか。

10番、島田君。

○**10番（島田 光久君）** 今回、委員長報告では4減という形で提案されていますけれども、今の委員長報告を聞いていて、削減の目的が行財政改革、私はそれも理解します。そして、今度は人口減少、これから先、財政が一本査定となっていくわけだから、財政状況もあります。それは理解していますけれども、4町が合併してまだ10カ年の年月が来ていません。

確かに、人口は毎年減少傾向を続けていますが、例えば一本査定になるまでまだ何年かあります。だから、恐らく議員定数を緩やかに削減していってもよいと思うんですよ。

前回は一気に4減しました。今回も4減です。今の段階では、どこまで削減されるのかという議論もまだしていないんですけれども、やはり緩やかに削減していくことが市民に対しての、合併時からの不安要素を取り除くために大切だと私は思うんですよ。

なぜなら、上天草市は4町合併されて結構広いです。例えば水俣市あたりは同規模の人口ですけれども、合併されていないから、元の人口で定数が決められています。本市の場合は合併という条件があったものだから、市民の方がいろいろな形で、合併後の成り行きを不安視されている面もまだ相当ありますので、削減に反対ではないんですけれども、私は緩やかにしていくべきではないかという思いです。特別委員会では、その辺の議論とか考え方とか、何かなかったんですか。委員長の考えでもかまいません。

○**議長（堀江 隆臣君）** 特別委員長。

○**議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君）** 確かに、そういう議論もありましたが、平成26年から一本算定替えに移行をします。平成30年が一本算定ということになります。そうすると、この前一般質問でもありましたように、一本算定で16億2,000万円の普通交付税減少が見込まれるということです。

それで、16億2,000万円の1.2%ということを経算すると、議会費は約2,000万円、千九百何十万円だと思っておりますけれども、そういうことも含めて、先を見据えて議員定数の削減は必要ではないかということです。

合併して10年しかないということで、上天草市も広いということもありますが、面積で言いますと、上天草市は14市の中で4番目に狭いほうなんですよね。一番狭いのが合志市、次に荒尾市、そして宇土市、そして上天草市ということです。確かに、縦長で広いかもしれませんが、他市と比べた場合に決して面積が広いということでもないということで、こういったことも含めて、類似団体や県下14市との比較も含めて、いろいろな方面から検討した結果でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） それは大体理解はしているんですけども、例えばこの報告で、議会の予算は今後も、現行の全体の1.2%規模が適当であるような形で報告されています。例えば、23年度から議員年金が廃止されました。それによって、年金の負担分がやはり3,000万円ほど削減になってくると思います、これから毎年です。それをかんがみると、やはり一気に4人にいかななくても2減でもいいのではないかとという議論で、財政的にですが、それを緩やかにしていったら、次の議会のときにはまた削減を検討していくべきではないかと考えるんですが、その辺はなかったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君） 確かにそういう、減らすべきではないという意見の中で、段階的に減らすという意見もあります。1.2%というのは今の、現状の中で平均をしたときに約1.2%、議会費全体で、納まっているような状況です。例えば、次の改選後の4年間を現状で、そのまま22名でいった場合、平成28年度では約1.4%以上、1.5%近くになります。そういったことも含めて、一本算定はその次の段階でのことではありますけれども、先行して定数削減を4に決めたということです。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） 確認します。

今回、18名で決定されたということですけども、この定数に関しましてはいろいろな意見が出たと思うんですが、今度18名で仮にいった場合、次はまた任期ごとに議論するか、それとももう減らす必要はないかというところで、2ページでは両方書いてあります。

実際のところ、この18名でいった場合、次に必ずまた議論するのか、それともある程度、先ほど委員長報告にもあったように、1.5%くらいになったら見直しをするのか。そういったところでの具体的方針というのは、数字のほかには出てこなかったんですか。1.5%を超えたら議論しようか、それとも、次は18名でして、また次も検討するのか、そこら辺の具体的な議論はされなかったのかなど。そこら辺で何か意見が出たのかと思ひまして、ちょっとお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君） その次、改選後の次の次のことを高橋議員は言われているんだと思いますが、そのことについては意見は出ておりません。まず、次の改

選時の定数について議論をしようと。その先についてはそのときに、必要であれば新たな議員が検討されると思いますが、その先については、その先もこのままでいこうとか、いいんだというような意見ありませんでしたし、その先についてはその次の、選出された議員が、必要であれば検討するべきだろうと思いますし、今回は、そこについては議論しておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 最後にします。

今度の18名の判断材料になった1.2%、財源から言って1.2%を超えないというところも一つの決定事項の要因になったと思うんですけども、今後これが、先ほど委員長報告にもあったように1.4%、1.5%になったときに見直しをしようというふうな流れというか方向性というか、そういうのは委員会のほうで強く示していこうという意見はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君） 例えば議会費の割合が幾つになったから次は検討しようとか、そういうことは検討されておりません。そういうことで、人口であったり財政であったり、そういったところを現状よりもクリアできるような状況で、次の改選を迎えるということの中で、そういった人口と財政の問題について検討した結果、18名ということです。

○議長（堀江 隆臣君） 20番、猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） まずスタートから、ちょっとお伺いします。

この特別委員会は、定数等検討特別委員会としてあります。私どもは、最初は定数問題だけの検討委員会という理解をしていましたが、この等が入ったところで、後の議員報酬とか費用弁償とか、あるいは政務調査費なども議論されているようです。これはいつ、どういうことで議員定数等と入れたんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君） それは、議員定数等の検討委員会を立ち上げるときに、等というのは入っておりました。そういう中で、各委員会から3名ずつ、議長を含めて選出していただいたものと、私は考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 最初から入っていたんですか。

○議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君） そうです。

○20番（猪塚 安親君） この特別委員会の委員のほかの人たちは、恐らくこの等は知らなかっただろうと思います。私自身がそうです。

定数を決める場合には、そういう付随したことも検討課題として後では上がってくるでしょうが、最初から議員報酬、あるいは費用弁償、政務調査費、そういうあたりも入っていたのが、まず私は腑に落ちないところです。

それと、いろいろと議論もされています。私は、ここに特別委員会の議事録を4回分もらって、

いろいろと中身も見てみましたが、10年先、今からすると31年というのはことしからすると8年先ですね。十年一昔と言いますが、今現在のこういう状況になるということを10年前に予想されたでしょうか。この検討委員会で、10年先を見越したような議論もされています。今現在、人口も年に500人程度減少しているような状況ですが、これが10年先に今のような状況になるのか、だれも予想はできないと思います。市長も一生懸命いろいろなことを考え、人口減少にならないような策も次から次と打ち出されています。それが結果的にまだ実として余りあらわれてはおりませんが、ここ近年、そういうのが効果としてあらわれてくると思います。

ですから、財政面あるいは人口面からして、減らすのは減らさなくてはならないと思うんですが、先ほど島田議員も言いましたように、ここで4名とか6名とか減らす必要はないと思うんです。それぞれが市民の皆さんに、現況としてはこうです、今予想されているのは、将来的にはこうなります、しかし我々はこうですというような説明をすれば納得してもらえらると思います。そして、議員は4年ごとに市民の皆さんの審査を受けなければいけないわけです。何の身分の保証もありません。例えば、私が金融機関あたりに行くと、年間400万円あります、これであと何年議員としておりますから、何百万円貸してくださいと言っても相手にされません。議員は何の保証もないわけです。あすは我が身という言葉もありますけれども、そういう立場に置かれています。

ですから、余り市民の皆さんの声と、あるいは区長会あたりでアンケートをとられているようですが、5回の審議の中でアンケートについてだけを2回やられていますね。何もそう、こうだから、人口が減るからと。人口は今の状況で減るとも言えません。財政も、どうなるか定かではないわけです。現在、ここ何年かを思うと、そういうことがシミュレーションとしては出てくるでしょうが、10年先をだれが予想できますか。議論の中でそういうことを精いっぱいやっていられたいと思いますが、減らすなどとは言いませんけれども、一遍に4名も5名も減らす必要はないと思うんです。それぞれが自信を持ってこんなカッコでいくなれば、議員の自主性も見えませんか。いろいろな意見を聞いて右往左往するようでは、議会としての真意が問われます。

ですから私は、この中でもありますように2人減とか、そのくらいでいいのではないかと。議会報告会の中でも、龍ヶ岳でも減らすなという声が出たそうです。私は教良木と大矢野を2カ所回りましたが、教良木では反対にふやしてくれという意見が出ました。というのは、やはり地域の人たちの声なき声を吸い上げる、それが足りていないと思うんです。

そういうことも考えて、私はこの4人減の18人定数には反対しますし、提案としては2人減くらいが一番妥当ではないかという気で、今、立ちました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに、委員長報告に対して質疑はございませんか。

13番、北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） 第3回の会議で、11月に実施したアンケート結果についてということで、このアンケートのとり方についてまずかったなとか、そういう思いはありませんか。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○**議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君）** アンケートのとり方については、委員会で審議もいたしました。確かに、アンケートはとるべきでないという意見もありましたし、その前にアンケートのとり方については、まず議会事務局に素案をつくっていただいてこのアンケートをしたわけですけれども、その中でもかなり減らして簡潔に、わかりやすいようにとったつもりではおります。

○**議長（堀江 隆臣君）** 北垣君。

○**13番（北垣 潮君）** 私は、多くの市民からアンケートのとり方について、このアンケートの回答の仕方がちょっとおかしい、このようなやり方ではアンケート用紙を持っていけないというような意見を聞きました。

それからさきの、前回の、4年前の定数特別委員会では議員に対しても、どれくらい減らせばいいかという無記名の、定数の問題で何名がいいかということのアンケートもとられました。今回は、定数特別委員会で決まってから意見を述べられております。その辺はちょっとおかしかったのではないかと私は思いますけれども、どうでしょうか。

○**議長（堀江 隆臣君）** 特別委員長。

○**議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君）** この特別委員会をつくる前に、議員の皆さんにはアンケートをしております。平成21年9月です。議長が議会改革をする中で、議会基本条例も含めてだったと思いますが、議員の定数について多いか少ないか、何名がいいかというふうなアンケートはとっております。

それと、今、市民に対するアンケートで幾つか質問がありましたが、私たち議員はアンケートによって左右されるものではないと思っております。あくまでも民意、参考にするということでアンケートはとっております。アンケートで4減が確かに多いのは事実でございますが、たまたま、議員定数特別委員会の中でその定数4減の意見が、現状の中でいいということで、決定をさせていただきました。

そういうことで、アンケートは参考にはさせていただきましたけれども、このアンケートによって左右されるものではないと、私は考えております。

○**議長（堀江 隆臣君）** 北垣君。

○**13番（北垣 潮君）** アンケートに左右されないというのも、私はちょっとおかしいと思いますけれども。やはり、アンケートはある程度参考にしてやっていかなければならないと思います。

また、議員のアンケートではどういう数になったんですか。

○**議長（堀江 隆臣君）** 特別委員長。

○**議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君）** 確かに、そのとき議員定数の削減では4減が6名だったと思うんですよね。それで、2名減が7名ではなかったかと思うんですけれども。それと、6名減が2名ぐらいおられたと思います。

○**議長（堀江 隆臣君）** 北垣君。

○13番（北垣 潮君） 私も、前回のアンケートでは16名くらいでいいのではないかなと思っていました。しかしながら、何回も選挙があるたびに、本当にきちんとした意見を、皆さんが持っておられますけれども、やかましく言われる人たちが少なくなっていけばおられなくなるかそういうことを経験し、足が長くてかっこいい人とか美人とか、そういうスター性のある人が案外上がってくるようなところがありますので、私はやはり、本当に市民のいろいろな意見を聞くためには、反映されるためには、やはり余り減らさないほうが今回はいいのではないかなと思って、2名減に賛同いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、これで委員長報告を終わります。

---

日程第7 発議第1号 上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） それでは、引き続き日程第7、発議第1号、上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会議員定数等検討特別委員長。

○議会議員定数等検討特別委員長（新宅 靖司君） それでは、発議第1号、上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、議会規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成24年3月14日、上天草市議会議長堀江隆臣様。

上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例。上天草市議会議員定数の一部を次のように改正する。本則中、22人を18人に改める。付則、この条例は次の一般選挙から施行する。

提案理由の説明を申し上げます。上天草市議会議員の定数について、次の一般選挙から4人減員とし、18人とするため、関係規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。よろしく審議していただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

発議第1号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。これより討論に入ります。

まず、反対の立場の討論はございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 私は、定数4人減に対して反対をいたします。

反対理由といたしまして、この上天草市ができて、まだ10年もたっていない市であります。また、先ほどもありましたとおり他市との、人口とか類似する市がありますけれども、こち

らは四つの町が集まった市でありまして、既存の市との条件は違うと、私は思います。

また、先ほど委員長からも報告がありましたとおり、平成26年度より普通交付税の合併算定替えが始まっていきます。そういう中でより多くの皆様方の声とか考えを集結して、平成31年に一本算定化されます。そのころに、それに際しまして、やはりたくさんの方の御意見、お考えが必要になるだろうと。10年を過ぎまして、上天草市の本当の姿が見えるためには、私は4人減の議員定数には賛同はできません。

終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、賛成の討論はございませんか。

16番、津留君。

**○16番（津留 和子君）** 私は、先ほどの委員長報告のとおり、この定数削減に対して賛成をいたします。

なぜならば、この特別委員会は地域性を取り込んだ上で各常任委員会から3名ずつの委員を選出して、私たちが付託をいたしております。その委員会が、およそ9カ月の時間を経て今回の委員長の結果報告となりました。その中で20名、18名、16名との審議があったということでございますけれども、その中で18名、16名の2案に絞られて、結果的に18名という結論を出されました。

ここに特別委員会の10名の皆様の名前が連記してございますけれども、この10名の委員の皆さんが誇りと責任を持って、委員会としての結論を提出されましたので、委員の皆様に敬意を表して、私は委員会の決定を支持したいと思います。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、反対討論はございませんか。

20番、猪塚君。

**○20番（猪塚 安親君）** 先ほど、ちょっと言いそびれましたが、このアンケートのとり方にしても、回収率が93.何%ですか、10%に届いていません。ということは、1万2,000幾らですか、全島に配布したアンケート用紙が、回収されたのは1割に満たないというようなアンケートの回収率です。

その中で、80%だったですか、そのくらいが議員定数を減らせというような結果だったかと思うんですが、要するに、そのとり方がまずおかしかったかなと。先ほどだれかが言いましたように、ただこういう紙を、区長さんが各家に配ってこられました。それをそのまま、自分の意見なりを書いたものを提出しなければならなかったわけです。ですから、そこにも躊躇されて回答していなかったという人が往々にあったかと思うんです。

そうすると、最初のスタートが区長のアンケートから入って、そして議会からというか、特別委員会のほうで出されたアンケート、そのアンケートの結果とか、広報にはどうするかというようなことも議論されていますが、残された、回答していない人はそれだけ議会にあげられないかという、そうではないと思うんです。議会としてのアンケートのとり方がまずかったなど、そこ

が一つあります。よかったら、もう1回くらい市民にアンケートを問うて、きれいにわかるように、例えば財政問題が今のところはこう予想されます、現行はこうですと。そういうのも入れても結構かと思うんです。類似団体はこうですと。類似団体と言えば、すぐ宇土とか水俣とかを挙げられますが、上天草市の地理的な形状からしても、ああいうところとは全然違うと思うんです。

ですから、もう1回、アンケートならアンケートなり、あるいは議員全体でもう少しこの問題をもんで、その中で集約したほうがいいのではないかと思います。

先ほども言いましたが、4人減にはもう絶対反対です。何で、4人も5人も一度に減らさなければならぬかということです。

それぞれが思っていると思うんですが、来年は選挙です。また市民の審判を仰がなくてはなりません、おれは大丈夫と自信のある人は、恐らく1人もいないと思います。いろいろな状況も変わってきています。おれは1,500取ったから大丈夫だ、おれは700しか取らなかったからだめだろうと、そういう思いはないと思うんですよ。やるからにはそれぞれが一生懸命になるわけですから。

さっきも言いましたが、話を聞くところには、定数を減らしたほうが候補者が出てこないだろうと。そうすると無投票になるという可能性もあるというような考えの人も中にはいらっしゃるようですが、甘いと思います。

さっきも申しましたが、一度に減らさずに、今回は2名減くらいにして4年先、5年先になりますか、後の4年間の状況を見た上でまたいろいろと議論し、そして決定されればとそういう気で、今回の4人減の18人定数には反対をいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、賛成の討論いらっしゃいますか。

15番、窪田君。

**○15番（窪田 進市君）** まず、特別委員会を設置いたしました。より以上、内容を検討し、そして議員の皆さんの賛同を得られるような形だということで、議員が付託をいたしましたわけがあります。

今、話がありますように、確かに地理的な条件とか、あるいはそうそうの問題、いろいろあると思いますけれども、それは、特別委員会の方々は十分承知でございます。これは4年前からも、やはり世論としても、確かに議員も多過ぎる、あるいは議員の保障等いろいろありましたけれども、それをそのままという形よりも、そういった世論も聞きながら、できるだけ市民と議会を近づけていこうと。

第2点は、そのとき市民による議会報告会をいたしました。そして、今「えがお」を出しまして、あの「えがお」は非常にわかりやすい、議会で話されたことがわかりやすいということで、好評を得ておりました。

その中で、この定数もどう改善していくかということでございまして、今、委員長から報告がありましたように、その中については大変な御意見があったり、これを提案するまでにはいろいろな決断、経過があったなと思いますけれども、今回は22を18にするということですから、

私はこれには非常な敬意を付して支援いたしたいと思います。

もう一つは、「えがお」でも報告しましたように決して決定事項ではありませんけれども、議会ではいろいろな形で慎重に審議しまして、そして議員定数は18を軸に、今後検討していきます。これはすべての問題を含めた中での議会報告でやっておりますので、市民は、やはり今の22は18くらいになるのかなど、半分は決定したかのように、あるいはより慎重にされているものだと。これをまた新たに、いろいろな意見がまだ整っていませんということで報告するなら、議会はどうなのかと、私たちにも一つの疑問もかけられます。

そういった意味から、今回の80.5%が定員は多いというような意見も出ておりますし、これについては提案どおり、改正数の提案どおり18に賛同いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、反対討論はございませんか。

宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 反対の立場から討論いたします。

私は委員会の中でも反対しましたが、定数削減には反対です。市民の声が定数削減に動いて、定数を減らせという声が多くある一方で、議員報酬は高い、減らせという声もあります。職員の給料も3年連続で減ってきていますし、私たち議員も報酬を減らすべきだと思います。先ほどから意見がありますように、やはり急激な定数削減は市民の声が届きにくいということもあって、よりよい、歩み寄った選択をするということであれば、定数は緩やかに減らし、その分議員報酬を削減して充てるということにすれば財政的にもいいのではないかと思いますし、市民にも受け入れられるのではないかとということで、この4削減には反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論いらっしゃいますか。

14番、園田君。

○14番（園田 一博君） 先ほどからの津留議員、窪田議員ではないですけども、私も検討委員会に付託をした一員でありますし、それと、常日ごろから、私の周りの人間とはこの問題についていろいろ、個人的に意見を交わしております。そういう中で、委員会が出した結論が私たちが常々思っている定数と合致したため、敬意を持って支持したい、そのように思います。

○議長（堀江 隆臣君） 反対討論いらっしゃいますか。

北垣君。

○13番（北垣 潮君） 同じ席で。

議会報告会でも、議員の数は減らすなという声がいっぱいありました。いろいろな考えを持った人が、市民の中にもいい考えを持った人がいっぱいいらっしゃいます。4減になれば、だれでも立候補できるというか、その辺は大変難しくなると思います。

多くの鳥の群れの中で、危険を察知するのはまず1羽だと聞いております。少数意見が通らなくなる、少数意見が反映できなくなる、そういう定数削減には反対します。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論いらっしゃいますか。

渡辺君。

**○18番（渡辺 勝也君）** それぞれに意見が出ておりますが、先ほどからの特別委員長の報告も聞いておりましたけれども、我々議会というものは何も市民のアンケートで左右されるべきものではないということは、議員各自それぞれ自覚を持っておられることと思います。

また、我々も議会で特別委員会に付託した行きがかり上、やはりその決定も尊重しなければならぬし、さっき猪塚同僚議員がおっしゃったように、確かに10年後はわかりません。しかし、今日、この6年間の中でもう何千人と、年間500人ずつ減ってもそれだけの人数が減ってきている。そしてまた少子化、高齢化の中でここ5年、10年で若返るということは現状では決してあり得ないし、考えられないと私は思うわけなんです。

であるとするならば、今の状況に応じて、やはり全体的な社会の流れから見たときに18人くらいでいいのではないかと。自分たちは議員として、本来ならば自分の身の保身ということもあるかもしれませんが、選挙があろうとなかろうと、これは議員各自、おのおのが、今の上天草市は人口に対してどのくらいが一番ふさわしいのか。恐らく、そこらあたりを勘案した中での特別委員会の決定だったろうと思います。

そういう意味では、私は一議員として、やはり18名くらいが一番妥当ではないのかなということを感じている1人でございますので、18名のほうに賛同いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、反対討論ございますか。

島田君。

**○10番（島田 光久君）** 私は、反対の立場で討論したいと思います。

上天草市は、合併してまだ10年に満たないわけなんです。当初は、4町で議員さんは60数名いらっしゃいました。現時点で22名、今度18に削減すると、相当の議員数削減になってくるんですよ。

そして4町合併したから、やはり地域によっては合併後の市のあり方、方向性に不安を持っている市民の方たくさんいらっしゃいます。確かに、今は人口減少が続いています。財政もこれから厳しくなってくると思います。市長初め執行部の皆さんは、人口歯どめ策を一所懸命頑張っていると思います。私たちも何らかの形で、何か対策がないかとそれぞれ頑張っている現状だと私は思うんですよ。

だから、やはり一本査定で10カ年は合併時の意思をしっかりと尊重されて、議員定数は緩やかに削減していくべきだと私は思うんですよ。あと何年か先に一本査定になって、交付金が減り続けてきて財政が厳しくなってきたと。そうしたら、またさらなる行革をする必要があると思うんですよ。議会改革もさておき、行政区の改革なりいろいろな委員会がほかにもいっぱいあります。恐らく、そこも削減する方向性が出てくると思うんですよ。やはり、それに合わせてしていくべきであって、特に議員定数は緩やかに削減していくべきだと、私は考えています。だから、今回の4減には反対いたします。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、賛成討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論ございませんか。

9番、田中豊八君。

○9番（田中 豊八君） 私も、特別委員会で委員の一人として18人に賛成したほうなんですけれども。

皆さんのいろいろな討論を聞いた中で、私も、やはりこの上天草市には18人、人口3万人くらいですか、なっていますけれども、私は市民の思いとして18名。そして、皆さんが22名とか現状維持とかすれば、やはり給料のほうをカットして、どちらかのほうにしてもらいたい。それくらいの気持ちでおりますから、よろしく。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

桑原君。

○17番（桑原 千知君） 本議会で行う発議第1号、上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての表決は無記名投票で行うよう、会議規則第71条第1項の規定によりお聞きします。記名投票――。

3名議員がおりますので。私と何川――。

○議長（堀江 隆臣君） 記名投票を要求するということですか。

今、桑原議員より動議として、記名投票を要求する旨の動議が提案されました。その動議に賛成される方の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、動議は成立いたしました。

動議が成立いたしましたので、けさのお話の続きになりますが、投票方法についてから投票を行うこととなります。投票について大変複雑化いたしますので、ここで暫時休憩をいたしまして、投票方法について事務局より説明をいたします。

再開を14時30分といたします。

失礼しました。再開を14時40分といたします。

休憩 午後 2時19分

---

再開 午後 2時40分

○議長（堀江 隆臣君） 発議第1号、上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、記名投票と無記名投票の表決要求が同時に提出をされましたので、その採決方法について、会議規則第71条第2項の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に平田晶子君、何川雅彦君及び田中辰夫君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（堀江 隆臣君） 投票方法について申し上げます。記名投票に賛成の方は記名、無記名投票に賛成の方は無記名と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（堀江 隆臣君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局、お願いいたします。

○局長補佐（山下 正君） 1番、平田晶子議員。2番、何川雅彦議員。3番、田中辰夫議員。4番、須崎光枝議員。5番、宮下昌子議員。6番、西本輝幸議員。7番、高橋健議員。9番、田中豊八議員。10番、島田光久議員。11番、川口望議員。12番、田中万里議員。13番、北垣潮議員。14番、園田一博議員。15番、窪田進市議員。16番、津留和子議員。17番、桑原千知議員。18番、渡辺勝也議員。19番、田中勝毅議員。20番、猪塚安親議員。21番、新宅靖司議員。

○議長（堀江 隆臣君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

平田晶子君、何川雅彦君及び田中辰夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（堀江 隆臣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち記名11票、無記名9票。

以上のとおり、記名が多数です。したがって、採決の方法は記名投票に決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（堀江 隆臣君） 引き続きまして、発議第1号、上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決については、会議規則第71条第1項の規定により記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に須崎光枝君、宮下昌子君及び西本輝幸君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（堀江 隆臣君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は白票を、反対の方は青票を投票してください。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（堀江 隆臣君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局、お願いいたします。

○局長補佐（山下 正君） 1番、平田晶子議員。2番、何川雅彦議員。3番、田中辰夫議員。4番、須崎光枝議員。5番、宮下昌子議員。6番、西本輝幸議員。7番、高橋健議員。9番、田中豊八議員。10番、島田光久議員。11番、川口望議員。12番、田中万里議員。13番、北垣潮議員。14番、園田一博議員。15番、窪田進市議員。16番、津留和子議員。17番、桑原千知議員。18番、渡辺勝也議員。19番、田中勝毅議員。20番、猪塚安親議員。21番、新宅靖司議員。

○議長（堀江 隆臣君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

須崎光枝君、宮下昌子君、西本輝幸君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（堀江 隆臣君） 投票の結果を報告します。

投票総数 20 票、有効投票 20 票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち賛成 12 票、反対 8 票。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、発議第 1 号、上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

---

日程第 8 発議第 2 号 350 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第 8、発議第 2 号、350 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する国への意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） お疲れのところ、申しわけございません。

発議第 2 号、350 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり、上天草市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定によって、文教厚生常任委員会より提出いたします。

提案理由としましては、薬害肝炎救済特別措置法に基づいて救済枠を広げ、ウイルス性肝炎患者を救済するため。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料を御参照ください。

各議員におかれましては、意見書の趣旨に御賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第 2 号について質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、発議第 2 号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いた

しました。

---

日程第9 発議第3号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対の意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第9、発議第3号、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対の意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

15番、窪田進市君。

○15番（窪田 進市君） お疲れでございます。

発議第3号の提案理由の説明をいたします。

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対の意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成24年3月14日、上天草市議会議長堀江隆臣様。

提案理由、TPP交渉は単に物品の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療などあらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国家の安全保障問題を含め、国の形が一変してしまう可能性があるため、交渉参加に反対することを国に求めるためであります。

意見書につきましては事務局に朗読していただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○15番（窪田 進市君） それでは、御了承いただきましたので、事務局によりしくお願いしたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 事務局。

○局長補佐（山下 正君） 意見書を朗読いたします。

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対の意見書。

現在、東日本大震災の復旧・復興対策が取り組み途上にあるにも関わらず、TPPへの参加を促そうとする主張が散見される。このような考え方は、被災地域の重要産業である農林水産業に大きな損失をもたらすものであり、被災地の復興への努力や気持ちを挫き、復興の足かせにしかならない。

世界的な食糧危機、未曾有の大震災・原発事故のもとで、食料自給率40%のわが国は、可能な限り国内生産を目指すべきであり、例外なき関税撤廃を原則とするTPPへの参加は、国内農業の振興と到底両立できるものではなく、参加に向けた検討は、直ちに中止すべきである。

今回の大震災を受け、国民の中に、これまでの社会や経済のあり方を見直す動きもある。大多数の国民が、安心して暮らせる地域社会、安全で安心できる食料を安定的に消費できる社会を望んでいる中で、従来の自由貿易至上主義の延長でしかないTPPへの参加検討は時代錯誤と言わざるを得ない。

また、T P P への参加は単に農畜産物等の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療、労働など、あらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国民の生活にかかわる大きな問題を含んでおり、「国のかたち」が一変してしまう可能性もある。

こうした国家存立にかかわる重要な問題を内包しているにもかかわらず、国民に十分な情報開示もしないで交渉参加を前提とした姿勢を政府が取り続けていることは極めて遺憾である。

よって、かかる危機的な状況を踏まえ、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記といたしまして、第1番目です。未曾有の大震災・原発事故からの復旧・復興が最優先されるべきであり、国内農業の振興とは両立できるものではないT P P への参加に向けた検討は直ちに中止すべきである。

2として、農産物貿易ルールは、食糧安全保障を含む農業の多面的役割の発揮と、食料・農業・農村基本計画で決定した食料自給率の向上に資するとともに、食の安全・安心や環境保全など、国民の期待に応えるものとすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官宛でございます。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第3号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 質疑がなければ終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、発議第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会基本条例検討特別委員長、及び議会広報編集特別委員長よりお手元に配付してございますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了しました。

これをもちまして、平成24年第2回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時03分